

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
中野区は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、この様なリスクを軽減させるための適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
中野区長

公表日
令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、受給資格者の管理を行い、児童手当を支給する。この業務を行うに当たり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 ・認定請求者からの認定請求の受理、審査 ・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ・現況の届出の受理、審査 ・各種届出、請求の受理、審査 ・官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ・公金受取口座情報の管理等 ・令和7年度物価高対応子育て応援手当の支給事務
③システムの名称	子育て相談支援システム(児童手当システム)、住民情報連携基盤システム、中間サーバー、LGWANASP、中野区番号連携サーバ、マイナポータル サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表8 1、134、135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条、第73条、第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第3条第3項 第1から3号及び第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第14条第2項、第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令表第2条の表 42、106、107、125、160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども教育部子育て支援課
②所属長の役職名	子ども教育部子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中野区子ども教育部子育て支援課 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 電話03-3389-1111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中野区子ども教育部子育て支援課 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 電話03-3389-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行う。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金	事後	
	3個人番号の利用 法令上の根拠	法律 第19条第7号及び別表第一の56の項	法律 第9条第1項及び別表第一の56、100の項	事後	
	3個人番号の利用 法令上の根拠	命令 第44条	命令 第44条、第73条	事後	
	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	法律 第19条第7号及び別表第二の74、75の項	法律 第14条第2項、第19条第7号及び別表第二の26、74、75、87、121の項	事後	
	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	命令 第19条、第40号、第44条	命令 第19条、第40号、第40条の2、第44条、第59条の4	事後	
	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要、③システムの名称、3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(追加)	・公金受取口座情報の管理等 ・中野区番号連携サーバ ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第3条第3項第1から3号	事前	
	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数の計数時点	令和3年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年12月11日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の56、100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条、第73条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表81、134の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条、第73条	事後	
	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第14条第2項、第19条第7号及び別表第二の26、74、75、87、121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第40号、第40条の2、第44条、第59条の4	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第14条第2項、第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令表第2条の表 42、106、107、125、160の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	中野区子ども教育部子育て支援課 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号 電話03-3389-1111(代表)	中野区子ども教育部子育て支援課 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 電話03-3389-1111(代表)	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1、2 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
	Ⅳリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)(提供)	十分である	事後	
	8人手を介在させる作業 11最も優先度が高いと考えられる対策		【様式改正による新規項目】	事後	
令和7年6月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	児童手当法に基づき、受給資格者の管理を行い、児童手当・特例給付を支給する。この業務を行うに当たり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 ・認定請求者からの認定請求の受理、審査 ・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ・現況の届出の受理、審査 ・各種届出、請求の受理、審査 ・官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 ・公金受取口座情報の管理等	児童手当法に基づき、受給資格者の管理を行い、児童手当を支給する。この業務を行うに当たり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 ・認定請求者からの認定請求の受理、審査 ・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ・現況の届出の受理、審査 ・各種届出、請求の受理、審査 ・官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ・公金受取口座情報の管理等	事後	
令和7年7月11日	Ⅱしきい値判断項目 1、2 いつの時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年1月19日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	(追加)	令和7年度物価高対応子育て応援手当の支給事務	事後	
	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表81、134の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表81、134、135の項	事後	
	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条、第73条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条、第73条、第74条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第3条第3項第1から3号	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第3条第3項第1から3号及び第10条	事後	
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号に基づく主務省令表第2条の表 42、106、107、125、160の項	・番号法第19条第8号に基づく主務省令表第2条の表 42、106、107、125、160の項及び第162条	事後	
	II しきい値判断項目 1、2 いつの時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和8年7月9日	I 関連情報 1③ システムの名称	子育て相談支援システム(児童手当システム)、住民情報連携基盤システム、中間サーバー、LGWANASP、中野区番号連携サーバ	子育て相談支援システム(児童手当システム)、住民情報連携基盤システム、中間サーバー、LGWANASP、中野区番号連携サーバ、マイナポータル サービス検索・電子申請機能	事前	
	II しきい値判断項目 1、2 いつの時点の計数か	令和7年12月1日時点	令和8年4月1日時点	事前	